

平成25年12月2日

市内路線バス利用のお客様へ

京都交通株式会社

バス停でお待ちの際バスが通過してご乗車いただけなかったケースの
対応につきまして

バスが通過したというお申出をいただくことがございます。過去、全てが弊社側過失とは限っておりません。

弊社に過失がある場合に限り、代替交通は弊社が手配致します。
お客様側でご準備された代替手段については弊社は一切賠償に応じませんので、予めご理解をお願い申し上げます。

以上